

岡山県医師養成確保奨学資金貸与規則及び貸付金の返還免除に関する
条例の運用について【キャリア形成プログラム】

制定：平成２８年　３月３１日医推第１６３８号
付記：平成２９年　７月３０日医推第　５９７号
平成３０年１０月　４日医推第１４８０号
令和　元年１０月　２日医推第　９８８号
令和　２年１０月１２日医推第　９２０号
令和　３年１０月１２日医推第　９３８号
令和　４年１０月１９日医推第　８６８号
令和　５年１０月１９日医推第　９６６号
令和　６年１０月２１日医推第　８０１号
令和　７年１０月２８日医推第　８６５号

1 用語の定義

指定業務	岡山県医師養成確保奨学資金貸与規則（平成２１年岡山県規則第１５号。以下「規則」という。）第１条に規定する医療業務をいう。
奨学生	規則第４条に規定する奨学生をいう。
奨学資金	規則第１条に規定する奨学資金をいう。
義務年限期間	奨学生が指定業務に従事する期間であって、貸付金の返還免除に関する条例（昭和４１年岡山県条例第７号。以下「条例」という。）第６条第１項第１号に規定する奨学資金の貸付けを受けた期間の２分の３に相当する期間をいう。
臨床研修	医師法（昭和２３年法律第２０１号）第１６条の２第１項に規定する臨床研修をいう。
大学病院	医学を履修する課程を置く大学に附属する病院をいう。
基幹型臨床研修病院	医師法第１６条の２第１項の指定を受けた臨床研修病院のうち、他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって、当該臨床研修の管理を行うものをいう。
指定医療機関	規則第１条の規定により知事が別に指定する県内の医療機関をいう。
専門研修基幹施設	専門医を育成するための専門研修プログラムを管理し、当該プログラムに参加する専攻医及び専門研修連携施設（専門研修基幹施設が定めたプログラムに協力して専攻医に専門研修を提供する施設）を統括する施設をいう。

2 義務年限期間中の指定業務

奨学生であった者が義務年限期間中に従事する指定業務の要件及び留意事項は、次のとおりとする。

なお、奨学生であった者の身分は、指定業務に従事する医療機関の職員とし、その者の労働条件は当該医療機関が定める規定を適用する。

(1) 臨床研修

① 要件

奨学生であった者は、大学病院又は基幹型臨床研修病院（いずれも県内の病院に限る。）が行う２年間の臨床研修を受けることとする。

② 留意事項

奨学生又は奨学生であった者は、医師臨床研修マッチング協議会により行われる医師臨床研修マッチングに参加して臨床研修を受ける病院を決定する。

(2) 地域勤務

① 要件

a 奨学生であった者は、義務年限期間から(1)の臨床研修及び(3)の県内の専門研修基幹施設等が行う研修の期間を除いた５年以上の期間を、指定医療機関に勤務し、診療等に従事することとする。

b 奨学生であった者は、(1)の臨床研修を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して２年以内にaの指定医療機関での勤務を開始するものとする。ただし、特別の事情によりやむを得ないと知事が認める場合においては、この限りでない。

② 留意事項

a 奨学生であった者が①aの指定医療機関で勤務する期間は、年単位とする。ただし、特別の事情によりやむを得ないと知事が認める場合においては、この限りでない。

b 同一の①aの指定医療機関で継続して勤務できる期間は、３年までとする。ただし、特別の事情によりやむを得ないと知事が認める場合においては、この限りでない。

(3) 県内の専門研修基幹施設等が行う研修

① 要件

a 奨学生であった者は、次の研修（以下「選択研修」という。）を受けることができる。ただし、指定業務となる選択研修の期間は２年以内とする。

(a) 県内の専門研修基幹施設が行う研修

(b) (a)の施設以外の県内の施設が行う研修

b a(b)の選択研修は、奨学生であった者があらかじめ知事に研修計画書を提出し、知事が指定業務として適当と認めたものに限るものとする。

3 奨学資金の貸与期間が６年未満の者の取扱い

(1) 規則第５条ただし書きの規定による知事が適当と認める貸与期間は、４８月以上７１月以下の月数とする。

(2) 奨学資金の貸与月数が４８月以上７１月以下の者については、２(2)①a及び(3)

①aにかかわらず、地域勤務の期間及び選択研修の期間は次の期間とする。

① 地域勤務の期間は、次に掲げる区分に応じて、次に定める期間とする。

a 奨学資金の貸与月数が６１月以上７１月以下の者
５年以上の期間

b 奨学資金の貸与月数が４８月以上６０月以下の者
奨学資金の貸与月数以上の期間

② 指定業務として選択研修を受けることができる期間は、①aの者にあつては義務年限期間から臨床研修の２年間及び５年の期間を除いた期間以内、①bの者にあつては義務年限期間から臨床研修の２年間及び貸与月数の期間を除いた期間以内とする。

4 研修、休業、休暇等に係る義務年限の取扱い

(1) 規則第11条第1項各号に該当する場合において知事が別に定める期間は、次に定める期間とし、当該期間は条例第6条第1項第1号に規定する従事した期間から控除する。

① 規則第11条第1項第1号に該当する場合
2年以内の期間（連続、非連続いずれでも可）

② 規則第11条第1項第2号に該当する場合
所属する医療機関の規程により育児休業若しくは介護休業を取得し、又は休職若しくは停職にされた期間

③ 規則第11条第1項第3号に該当する場合
知事が場合に応じて定める期間

(2) 奨学資金の貸与月数が48月以上71月以下の者が義務年限期間内に2(3)①a(a)の選択研修を受ける場合は、当該研修の修了に必要な期間（最長4年）まで、(1)①の期間の延長を認める。

(3) 休暇等に係る義務年限の取扱いは、学校法人自治医科大学における取扱いに準じることとし、別紙のとおりとする。

なお、別紙において、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）は「地方公務員育児休業法」と、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）は「育児・介護休業法」とする。

5 期間の計算方法

(1) 条例第6条第1項第1号に規定する期間は、次に定める計算方法による。

① 従事した期間

指定業務の開始日の属する月から指定業務の終了日の属する月までを算入する。

② 奨学資金の貸付けを受けた期間の2分の3に相当する期間

奨学資金の貸付けを受けた期間に2分の3を乗じて得た月数に1月未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(2) 4(1)①から③まで及び(2)に定める期間の開始日の属する月から当該期間の終了日の属する月までの月数を従事した期間から控除する。

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条に規定する育児短時間勤務をしたときの従事した期間は、次に定める計算方法による。

① 育児短時間勤務をした月数の合計に、「1週間当たりの通常の勤務時間数」を除して「実際に勤務した1週間当たりの時間数」を乗じて得た月数とする。

② ①に基づいて算出した月数に1月未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

③ 育児短時間勤務の開始日又は終了日が月の途中の場合は、当該月は1月従事したものとみなす。

④ 育児休業期間が満了した日の翌日から育児短時間勤務をした場合において、当該日が月の途中であるときは、当該日の属する月は従事した期間から控除する。

6 その他

指定業務に支障を来さない限り、医局への入局や大学院への入学は差し支えないものとする。

付記

1 取得可能な専門医

- ・ 義務年限期間中の指定業務として、選択研修（専門医研修）は2年まで、さらに、研修のための中断は2年まで認めていることから、研修年限が4年以下の専門医研修プログラムの専攻が可能である。（以下の○数字は研修年限）

内科③、小児科③、精神科③、外科③、整形外科④、産婦人科③、眼科④、耳鼻咽喉科④、泌尿器科④、脳神経外科④、放射線科③、麻酔科④、病理科③、臨床検査科③、救急科③、形成外科④、リハビリテーション科③、総合診療③

- ・ 地域卒卒業医師が勤務する病院が連携施設等になっている場合は、義務としての地域勤務と専門医研修プログラムの専攻が両立できることから、義務年限期間中にすべての基本診療領域の専門医の資格を取得することが可能である。（皮膚科⑤も専攻可能）
- ・ なお、岡山県社会医学系専門医研修（地域保健、精神保健、疫学・衛生学、公衆衛生学）連携プログラムを専攻することで、義務年限期間中に社会医学系専門医の資格を取得することも可能である。（研修年限は3年）

2 産婦人科コース

- ・ 本コースを希望する者は、本文2（2）bの規程にかかわらず、初期臨床研修終了後、直ちに産婦人科の専攻医となり、速やかに専門医の資格を取得することとする。
- ・ 専門医の資格を取得した後は、当該資格に係る医師不足地域において勤務することとする。
- ・ 令和8年4月から本コースの地域卒卒業医師が地域勤務を開始する病院は、次の医療機関とする。

＜津山・英田保健医療圏＞

一般財団法人津山慈風会 津山中央病院

3 県保健所等での勤務

- ・ 臨床研修終了後、公衆衛生医師としての勤務を希望する地域卒卒業医師のうち、県保健医療部が適当と認めた者については、医師不足地域を管轄する県保健所等で勤務することとする。
- ・ 具体の配置については、地域卒卒業医師の希望や専門性、県保健所等における医師配置の状況等を踏まえて、県保健医療部において検討する。

4 配置方針及び対象となる医療機関群（産婦人科コースを除く）

- ・ 岡山県医療対策協議会で協議し、岡山県が決定した配置方針に従うものとする。
- ・ 令和8年4月に地域勤務を開始する地域卒卒業医師の配置方針は、次のとおり。

【前期配置（卒後3年目又は4年目）】

- ① 県北の保健医療圏の充足状況を勘案した上で、県南の保健医療圏にも可能な範囲で配置する。
- ② 保健医療圏ごとの勤務候補病院の選定数については、配置希望病院の数及び評価を勘案しつつ、バランスがとれるよう設定する。
- ③ 地域卒卒業医師が総合的に診療する能力を習得できる病院を対象とし、地域の医師不足、病院の教育指導体制や地域で果たしている役割等の総合評価及び地域

勤務を希望する地域卒卒業医師数とこれまでの配置状況を勘案し、勤務候補病院を選定する。

なお、既に地域卒卒業医師が配置され、翌年も勤務する場合は病院評価を減算する。その上で、地域の医師不足の解消のために更に医師を配置することが適当と認める場合は、他の医師不足地域への配置状況を勘案した上で、再度勤務候補病院として選定する。

- ④ 地域卒卒業医師と勤務候補病院の双方の希望を踏まえてマッチングを行い、勤務病院を決定する。

【後期配置（卒後概ね7年目以降）】

前期配置と同様とする。ただし、原則、地域卒卒業医師が総合的に診療する能力を十分に発揮できる病院を対象とし、③の総合評価については、次のとおりとする。

病院の医師不足（常勤医師の人数、救急車受入台数等）に重点を置く。

配置希望病院の要望と地域卒卒業医師の専門性が一致する場合は考慮する。

- ・ 令和8年4月から地域卒卒業医師が地域勤務を開始する病院は、次の医療機関群から選定する。

【前期配置（卒後3年目又は4年目）】

＜高梁・新見保健医療圏＞

高梁市国民健康保険成羽病院

＜真庭保健医療圏＞

医療法人社団井口会 総合病院 落合病院

＜津山・英田保健医療圏＞

医療法人社団和風会 中島病院

社会医療法人清風会 日本原病院

一般財団法人共愛会 芳野病院

＜県南東部保健医療圏＞

備前市国民健康保険市立日生病院

【後期配置（卒後概ね7年目以降）】

＜高梁・新見保健医療圏＞

医療法人清梁会 高梁中央病院

医療法人真生会 新見中央病院

＜真庭保健医療圏＞

医療法人美甘会 勝山病院

社会医療法人緑壮会 金田病院

真庭市国民健康保険 湯原温泉病院

＜県南東部保健医療圏＞

瀬戸内市立瀬戸内市民病院

＜県南東西部保健医療圏＞

矢掛町国民健康保険病院